

# 「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり」展開事業について（概要）

## 1 事業目的

本県を訪れる観光客の満足度を高め、再び訪れたいと思われる観光地を創出するためには、地域住民自らが地域に対して誇りや愛着を持ち、主体的に地域の魅力に磨きをかけながら、賑わいの創出につなげることが必要であることから、地域一丸となって主体的に取り組む「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり構想」（以下、「観光まちづくり構想」という。）を募集・採択し、集中的に支援することにより、魅力的な観光地の創出を図る。

## 2 観光まちづくり構想の策定主体

特定の「通り」や「集落」等の単位において、まちづくりに主体的に取り組む「まちづくり団体」

## 3 事業概要

### (1) 「観光まちづくり構想」の選定（令和3年度）

特定の「通り」や「集落」について「まちづくり」に主体的に取り組む「まちづくり団体」が策定する「観光まちづくり構想」を対象とし、外部有識者を含めた選定委員会において、支援する「観光まちづくり構想」を採択する。その際、県は「観光まちづくり構想」を策定しようとする地域に対し、まちづくりに知見のある専門家（策定支援アドバイザー）の派遣等を行う。

※ 採択件数は概ね1件程度とし、十分な効果を有すると認められる構想がない場合は採択しないこともある。

※ 選定委員会の参加は「まちづくり団体」が属する市町長の推薦を要する。

### (2) 長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金による支援（令和4年度以降）

以下について、当補助金による重点支援を行う。

① 選定された「観光まちづくり構想」を実現するための具体的な行動計画（アクションプラン）の策定支援

例）観光まちづくりコーディネーター等の確保にかかる費用を支援 等

② 県が認定した「アクションプラン」にかかる事業実施に対する支援